（ 入 札 の 公 告 ）

北海道教育庁石狩教育局告示第９５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年１０月２９日

北海道教育庁石狩教育局長　行　徳　義　朗

１　入札に付す事項

⑴ 契約の目的の名称及び数量

ア　名称　北海道札幌白陵高等学校構内除排雪業務委託

㋐ 除雪ドーザ　ホイール型８ｔ級以上マルチプラウ　　１台１時間当たりの単価

㋑ 除雪ドーザ　ホイール型８ｔ級以上スノーバケット１．５㎥　　１台１時間当たりの単価

㋒ ダンプトラック（１０ｔ積級以上）　　１台１時間当たりの単価

イ　予定数量（時間）

㋐ 除雪ドーザ　ホイール型８ｔ級以上マルチプラウ　　８９時間

㋑ 除雪ドーザ　ホイール型８ｔ級以上スノーバケット１．５㎥　　１２時間

㋒ ダンプトラック（１０ｔ積級以上）　　３５時間

⑵ 契約の目的の仕様等　契約書（案）及び委託業務処理要領による。

⑶ 契約期間　契約締結日の翌日から令和９年３月 31 日まで

⑷ 履行場所　札幌市白石区東米里 2062 番地 10 番　北海道札幌白陵高等学校構内

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年北海道教育庁石狩教育局告示第９４号に規定する北海道札幌白陵高等学校構内除排雪業務委託契約の資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

札幌市白石区東米里 2062 番地 10 番　北海道札幌白陵高校学校事務室

４　入札執行の場所及び日時

⑴ 入札場所　札幌市白石区東米里 2062 番地 10 番
北海道札幌白陵高校学校　１階小会議室

⑵ 入札日時　令和８年１１月１８日（水）午前１１時００分

⑶ 開札場所　⑴に同じ

⑷ 開札日時　⑵に同じ

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　郵送等による入札の可否

認めない。

８　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（１時間当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（１時間当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（１時間当たりの単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格であるものを落札者とする。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴ 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じる

こととされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

⑵ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10　契約書作成等について

⑴ この契約は契約書の作成を要する。

⑵ 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11　その他

⑴ 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵ 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（１時間当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶ 契約に関する事務を担当する組織

ア　名　称　北海道札幌白陵高等学校

イ　所在地　郵便番号003-08766

札幌市白石区東米里 2062 番地 10 番

ウ　電話番号　011-871-5500

⑷ 前金払

前金払はしない。

⑸ 概算払

概算払はしない。

⑹ 部分払

部分払はしない。

⑺ 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

⑻ 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

⑼ 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

⑽ 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

⑾　その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。